

第 2 6 回草津市農業委員会総会 会 議 録

令和 7 年 8 月 8 日

第26回農業委員会（総会）

令和7年8月8日
午後3時から
市役所 行政委員会室

- 第 1 会議録署名委員の指名
- 第 2 報告第22号
農地法第5条第1項第6号の規定による届出の報告について（報告）… 1件
- 第 3 報告第23号
農地利用変更届出について（報告）… 1件
- 第 4 議 第34号
農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて
提案説明、案件に対する質疑、採決
… 3件
- 第 5 議 第35号
農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて
提案説明、案件に対する質疑、採決
… 5件

1. 農業委員

・会議に出席した委員

1 番	奥村 厚夫	2 番	我孫子 利和	3 番	杉江 義博
4 番	角井 廣司	5 番	中島 春樹	6 番	中瀬 康夫
7 番	今井 修	8 番	田中 実	9 番	田中 治嗣
1 0 番	田中 廣之	1 1 番	中島 健一	1 2 番	木下 弥生
1 4 番	堀 裕子				

・会議に欠席した委員

1 3 番 奥村 次一

2. 農地利用最適化推進委員

・会議に出席した委員

2 番	田村 茂	3 番	中野 孝彦	4 番	山本 光作
5 番	佐山 末男	6 番	山岡 康一	7 番	平井 重己
8 番	山元 憲司	9 番	片岡 正春	1 0 番	一浦 秀樹

3. 事務局

・会議に出席した職員

事務局長	相井 義博	参事	柳原 崇志	主査	湯村 亮太
------	-------	----	-------	----	-------

事務局長

只今から第26回草津市農業委員会 総会を開催します。

なお、感染症対策として適宜、換気のため窓・扉の開放を行いますので、ご理解賜りますよう、お願い申し上げます。

その他、会議途中に、体調がすぐれず、発熱の疑いがある場合、無理せず、お申し出いただきますよう、併せてお願いします。

本日、13番 奥村次一委員が欠席されておりますが、出席委員は14名中13名で、定足数に達し、総会が成立しておりますことを報告します。

また、本日は1名の方が傍聴にお越しですので、御報告します。

なお、議案説明については、個人情報に関係から個人が特定されない表現で説明等を行いますので、御了承願います。

事務局長

では、農業委員会憲章の唱和を行いますので、ご起立願います。

(農業委員会憲章の唱和)

事務局長

ありがとうございました。

それでは、今井 会長よろしく願いいたします。

会長

みなさまおつかれさまでございます。只今から総会を始めさせていただきます。開催にあたりまして、一言ご挨拶させていただきます。

連日39度・40度の猛暑の日が続いたわけでございます。本日は少し気温が穏やかにはなっておりますけれども、熱中症対策は引き続きしていく必要があると考えております。みなさま体をご自愛していただきたいと思っております。

7月16日、田中前会長に引継ぎの時間を設けていただきました。身の引き締まる思いであります。総会が円滑に進行できるよう、みなさまのご理解、ご協力をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

また、ここ最近ニュースを見ておりますと、米の政策をめぐって政府は米の生産量が不足して価格高騰を招いたということを申しております。政府は増産に舵を切る方針を表明したわけでございますが、耕作放棄地の拡大を食い止める、更には輸出の抜本的な拡大に全力をあげるという考え方を示しております。農水省は、米の増加に向けた具体策として、農地の集約や担い手さんの確保、スマート農業技術の活用などを進める方針を示しております。農業委員会としては、農地利用最適化による農地等の利用効率を進めるということで、生産基盤を強化して、間接的に増産や生産性向上に貢献していくといった責務を改めて再確認したところであります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

会長

ただいまから、第26回草津市農業委員会総会を開会します。

本日の議事日程は、予め、一部を除きお手元に配布いたしました通りであります。

では、これより日程に基づき、議事を進めます。

議事にかかる図面については、いつものようにタブレット端末で確認いただきますよう、お願いします。

なお、傍聴人の方をお願いします。

傍聴については、お手元の次第で日程第5議第35号の案件が終了した時点で退席いただきますので、お願いします。

会長

それでは、これより日程に入ります。

日程第1会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規則第18条第2項の規定により、議席番号1番奥村厚夫委員、議席番号9番 田中治嗣委員、以上の兩人を指名いたします。

会長

次に、日程第2報告第22号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出の報告について」番号1番の案件を議題とし、事務局より報告事項の朗読と説明を求めます。

事務局

報告第22号農地法第5条第1項第6号の規定による届出について説明いたします。

この届出は、市街化区域内の農地の売買、贈与、賃貸借、使用貸借等の権利移転または権利設定に伴う転用です。

今月の届出は、1件です。議案書は、2ページです。

番号1番は、大津市松本一丁目に事務所を有し、土木・不動産業を営む法人こと、譲受人が、分譲住宅用地として、譲渡人が所有する、木川町地先の畑1筆393㎡を売買にて取得し、転用されようとするものです。

雨水排水は、南側に雨水枡を設け、南側道路側溝へ放流される計画です。

造成工事はなく、地ならし程度による整地を行います。

隣接地は、宅地および道路であり、隣地承諾が必要な農地はございません。

なお、本届出につきましては、「農地法関係事務処理にかかる処理基準」第6の3の(2)の届出を受理しない場合に該当しないため、受理については問題ないものとし、番号1番は7月23日付にて専決規定に基づき、局長専決により受理しております。

局長

以上で事務局の説明が終わりました。

発言のある方は、挙手、そして議席番号と氏名を名乗っていただきご発言いただきますよう、お願いします。

(質問・意見なし)

会長 発言が無いようですので、報告第 2 2 号を終わります。

会長 次に、日程第 3 報告第 2 3 号「農地利用変更届出について」番号 1 番の案件を議題とし、事務局より報告事項の朗読と説明を求めます。

事務局 報告第 2 3 号農地利用変更届出について説明いたします。

この届出は、田から畑へと利用形態および地目を変更されようとする場合、届出いただくものです。

特段、法令上の規定はございませんが、登記地目を変更する場合、農業委員会の証明が必要となることと、造成行為を伴う場合があり、農地転用との区別を行うためにも届出を促しているものです。

今月の届出は、1 件です。議案書は 3 ページをご覧ください。

番号 1 番は、御倉町に住所を有する届出人が、本人が所有する御倉町地先の田 1 筆 1 4 4 m²について農地利用変更届を提出されました。

届出地は、既に畑として利用されており、季節野菜を栽培される予定です。造成行為はなく、隣接地に農地はございません。

以上 1 件、添付書類等を確認いたしましたが、不備等はありませんでしたので、番号 1 番は 7 月 2 5 日付けにて、受理しております。

会長 以上で事務局の説明が終わりました。

発言のある方は、挙手、そして議席番号と氏名を名乗っていただきご発言いただきますよう、お願いします。

(質問・意見なし)

会長 発言が無いようですので、報告第 2 3 号を終わります。

会長 次に、日程第 4 議第 3 4 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による申請に対し、許可をすることについて」番号 1 番から 3 番までの案件を議題とし、事務局から議案の朗読と説明を求めます。

事務局

議第34号農地法第3条第1項の規定による許可について説明します。

この申請は、農地の権利移転・権利設定にかかる申請です。

今月の申請は、3件です。議案書は、4ページです。

番号1番は、青地町に住所を有する父こと、譲受人が、青地町に住所を有する息子こと、譲渡人が所有する、青地町地先の田3筆1,040㎡を贈与にて取得されようとするものです。

譲受人は、譲渡人の子です。栽培作目は、水稻を栽培される予定です。

番号2番は、木川町に住所を有する譲受人が、木川町に住所を有する譲渡人の2名が所有する、木川町地先の田、2筆1,929㎡を売買にて取得されようとするものです。

譲受人は、農地を探していたところ、譲渡人と話がまとまり、今回申請をなされたものです。

栽培作目は、水稻を栽培される予定です。

番号3番は、大津市瀬田一丁目に住所を有する譲受人が、湖南市正福寺に住所を有する譲渡人が所有する、南山田町地先の畑1筆201㎡を売買にて取得されようとするものです。

譲受人は、農地を探していたところ、経営規模縮小を考えていた譲渡人と話がまとまり、今回、申請をなされたものです。栽培作目は、季節野菜を栽培される予定です。

今回の各申請における、農地法第3条第2項に定める各要件についてですが、第1号の全部効率化要件については、営農計画書で確認しております。

第2号の法人要件については、譲受人は個人のため該当いたしません。

第4号の農作業常時従事要件については、全案件とも取得後においても耕作に従事できると認められます。

第6号の地域調和要件については、全案件とも生産組合長より同意をいただいております問題ございません。

以上のことから、1番から3番までの各案件につきましては、農地法第3条第2項各号の許可要件は全て満たしております。

また、許可申請3件につきまして、添付書類等を確認いたしましたところ、不備等はないものと考えますので、ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

会長

以上で事務局の説明が終わりました。

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。番号 1 番の案件につきましては、議席番号 1 番 奥村厚夫委員をお願いします。

1 番
奥村 事務局から説明がありましたとおりであります。現状水田のまま贈与されるということで、現状の変更はありませんので問題ありません。6月28日現地確認をいたしました。

会長 番号2番の案件につきましては、議席番号5番 中島春樹委員をお願いします。

5 番
中島 先月現地確認をいたしました。水田の売買です。周囲に何の支障もありませんので問題ありません。

会長 番号3番の案件につきましては、議席番号6番 中瀬康夫委員をお願いします。

6 番
中瀬 7月17日、山岡推進委員さんと現地確認をさせていただきました。譲渡人と譲受人とは、親戚関係であります。譲受人の方は農業をしたいということで農地を探しておられたところ話がまとまり申請をされました。問題ありません。

会長 これより、質疑に入ります。
ただいまの、事務局及び地区担当委員からの説明について、発言のある方は、挙手、そして議席番号と氏名を名乗っていただき、ご発言いただきますよう、お願いします。

1 4 番
堀 1 番の案件の図面で、端の方に赤く小さく塗られているところが、申請地の26㎡でよいかということと、2 番の案件で、譲渡人が2人なのですがこれを1件として申請を受けるのは、譲受人が同じだからでしょうか。別々の案件ではないのでしょうか。

事務局 1 番の案件、26㎡の場所につきましてはその通りであります。2 番の案件につきましては、2 筆あり所有者の方は2人で別々になっております。事務的な話になりますが、別々に申請してもらう場合とまとめて申請してもらう場合があります。理由といたしましては、個人情報関係で申請を分けたいという時は別々に書いていただいています。今回については、まとめて1

件として申請をいただきました。

14番
堀 どちらでもいいということでしょうか。

事務局 事務的な話でいえばどちらでもいいです。
柳原

会長 その他、御意見・御質問はございませんか

(質問・意見なし)

会長 無いようでありますので、質疑を終結します。
採決に入ります。
ただいま議題となっております議第34号「農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて」番号1番から3番までの案件を原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長 挙手全員であります。
よって、議第34号「農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて」番号1番から3番までの案件を原案のとおり決定いたしました。

会長 次に、日程第5議第35号「農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて」番号1番から5番までの案件を議題し、事務局より議案の朗読と説明を求めます。

事務局 議第35号農地法第5条第1項の規定による申請について説明いたします。
この申請は、市街化調整区域内の農地の売買、贈与、賃貸借、使用貸借等の権利移転または権利設定に伴う転用です。
今月の申請は、5件です。議案書は、5～6ページです。

番号1番は、草津町に住所を有する譲受人が、専用住宅として、譲渡人が所有する、青地町地先の登記地目田、現況宅地1筆166㎡を売買にて取得

し、転用されようとするものです。

申請地は、平成10年から、隣接住宅の駐車場として利用されておりましたが、今回、専用住宅の建築を計画するために調査したところ、農地法の転用申請を失念していたことが判明したため、顛末書を添付のうえ申請がなされました。

隣地との境界は、L型擁壁およびコンクリートブロックを設置し、25cm程度の盛土を行います。

雨水排水は、申請地内東側に会所枿を設置し、東側の道路側溝に放流する計画となっております。

隣接地は、田・宅地および道路であり、農地の所有者からは隣地承諾を得られております。

農地区分については、当該農地は農業振興地域の白地であり、申請地から500m以内に、志津小学校、志津こども園があることから、公益的施設の整備状況が一定程度に達している第3種農地と判断されます。

なお、第3種農地での農地転用申請については、原則許可することとなっております。

一般基準については、工事見積書および融資予定証明書の添付があり、事業の目的が確実に果たされると判断されます。よって、本議案を許可することについては、農地法第5条第2項に該当しないことから許可相当と考えます。

なお、本案件は開発許可と同時許可になります。

番号2番は、矢橋町に住所を有する譲受人が、専用住宅として、譲渡人が所有する、矢橋町地先の登記地目田、現況宅地1筆353㎡を贈与にて取得し、転用されようとするものです。

申請地は、譲渡人の祖父の弟が、昭和14年に専用住宅を建築し、現在まで利用されておりましたが、農地法の転用申請を失念していたことが判明したため、今回、顛末書を添付のうえ申請がなされました。

顛末案件であるため、新たな造成工事等はございません。

隣接地は、田・宅地・市道および申請者の所有地であり、農地の所有者からは隣地承諾を得られております。

農地区分については、当該農地は農業振興地域の白地であり、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地で、市街化が見込まれる第2種農地と判断されます。また、当該農地以外に第3種農地での事業が困難でありますことから、許可することはやむを得ないものと判断されます。

一般基準については、顛末案件であることから事業の目的が確実に果たさ

れると判断されます。

よって、本議案を許可することについては、農地法第5条第2項に該当しないことから許可相当と考えます。

番号3番は、大津市松本一丁目に事務所を有し、土木・不動産業を営む法人こと、譲受人が、地元住民からの要望で駐車場不足を解消するため、“貸”露天駐車場を目的として、譲渡人が所有する川原三丁目地先の田1筆1,230㎡を売買にて取得し、転用されようとするものです。

隣地との境界については、既設のコンクリートブロックを流用し、道路高に合わせ50cm程度の盛土を行います。

雨水排水は、敷地勾配を北側に向けてつけ、既設のU字溝を経由し、北側道路側溝へ放流されます。

隣接地は、宅地および道路であり、隣地承諾が必要な農地はございません。

農地区分につきましては、当該農地は、農業振興地域の白地であり、申請地から南側500m以内に笠縫東小学校および笠縫東こども園があることから、公益的施設の整備状況が一定程度に達している第3種農地と判断されます。

一般基準については、工事見積書および残高証明書の写しの添付があり、事業の目的が確実に果たされると判断されます。

よって、本議案を許可することについては、農地法第5条第2項に該当しないことから許可相当と考えます。

番号4番は、大津市萱野浦に住所を有する譲受人が、露天資材置場兼駐車場・印刷資材として、譲渡人が所有する下笠町地先の田1筆702㎡を売買にて取得し、転用されようとするものです。

譲受人は現在、印刷業を行っており、別途、配達運送業を営まれる計画であり、事業用の車両や資材の保管を行う場所の確保が必要となり、当該地を適地と判断し、所有者と交渉していたところ、今回、話がまとまったため本申請をなされました。

隣地との境界については、既設のコンクリートブロックの流用および法面処理をされ、また、車両の出入りを行う道路高に合わせ、60cm程度の盛土を行われます。

雨水排水は、自然浸透で対応されます。

隣接地は、田・畑・宅地および道路であり、農地の所有者からは隣地承諾を得られております。

農地区分については、当該農地は農業振興地域の白地であり、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地で、市街化

が見込まれる第2種農地と判断されます。また、当該農地以外に第3種農地での事業が困難でありますことから、許可することはやむを得ないものと判断されます。

一般基準については、工事見積書、売買契約書および通帳の写しの添付があり、事業の目的が確実に果たされると判断されます。

よって、本議案を許可することについては、農地法第5条第2項に該当しないことから許可相当と考えます。

番号5番は、川原一丁目に事務所を有し、建設業を営む法人こと譲受人が、露天資材置場として、譲渡人が所有する、下物町地先の田1筆38㎡を売買にて、転用されようとするものです。

申請地は、38㎡と面積が小さく、田として耕作することが難しいため、長年遊休農地化している土地であり、所有者も有効な利用方法を模索していたところ、住宅建設を行っている譲受人が、申請地の近隣にて専用住宅の建設を行うにあたり、小型の型枠やブロック等を置く資材置場を探しており、当該地を適地と判断し、所有者と売買交渉をしていたところ、話がまとまったため本申請をなされました。

造成等はなく、雨水排水は自然浸透で対応されます。

隣接地は、田、宅地、申請者の所有地であり、農地の所有者からは隣地承諾を得られております。

農地区分については、当該農地は農業振興地域の白地であり、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地で、市街化が見込まれる第2種農地と判断されます。また、当該農地以外に第3種農地での事業が困難でありますことから、許可することはやむを得ないものと判断されます。

一般基準については、売買契約書および通帳の写しの添付があり、事業の目的が確実に果たされると判断されます。

よって、本議案を許可することについては、農地法第5条第2項に該当しないことから許可相当と考えます。

以上5件、添付書類等確認いたしましたが、不備等はないものと考えますので、御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

会長

以上で事務局の説明が終了しました。

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。番号1番の案件につきましては、議席番号1番 奥村厚夫委員をお願いします。

1 番
奥村 事務局から説明がありましたとおりであります。7月17日現地確認を行いました。平成10年からすでに駐車場として使用されており、現況宅地であります。顛末書もでております。隣地につきましても問題ありません。

会長 番号2番の案件につきましては、議席番号4番 角井廣司委員お願いします。

4 番
角井 事務局から説明がありましたとおりであります。7月12日山本推進委員さんと現地確認させていただきました。昭和14年に分家として先代が田を利用して家を建てられたとのことです。顛末案件でございます。

会長 番号3番の案件につきましては、私、議席番号7番 今井修が説明いたします。

7 番
今井 事務局から説明がありましたとおりであります。7月13日現地確認をさせていただきました。転用による周辺への影響はありません。問題ないと判断いたしました。

会長 番号4番の案件につきましては、議席番号8番 田中実委員お願いします。

8 番
田中 事務局から説明がありましたとおりであります。資材置場と駐車場にするということで、東側は田ですが、隣地承諾は得られております。問題ないと判断いたしました。

会長 番号5番の案件につきましては、議席番号9番 田中治嗣委員お願いします。

9 番
田中 事務局から説明がありましたとおりであります。小さい面積のところですが。7月17日現地確認をさせていただきました。大きな木がありまして、その木を伐採してもらうように申し添えた上で署名をいたしました。

会長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。
発言のある方は、挙手、そして議席番号と氏名を名乗っていただきご発言いただきますよう、お願いします。

(質問・意見なし)

会長 無いようでありますので、質疑を終結します。

採決に入ります。ただいま議題となっております議第35号「農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて」番号1番から5番までの案件を原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長 挙手全員であります。

よって、議第35号 農地法第5条第1項の規定による申請に対し 許可をすることについて、番号1番から5番までの案件は原案のとおり決定いたしました。

会長 以上で、本日の会議に付議された許可等の各案件は、すべて議了されたものと認めます。

傍聴人の方につきましては、ここで退席をお願いします。

本日は御苦労さまでした。

閉会 15時49分

草津市農業委員会会議規程第19条

第2項によりここに署名する

令和7年8月

会 長 今井 修

署 名 委 員 奥村 厚夫

署 名 委 員 田中 治嗣